

宮城県行政評価委員会
政策評価部会（平成30年度第2回）

日 時：平成30年7月3日（火曜日）

午前10時から午前11時まで

場 所：行政庁舎9階 第1会議室

平成30年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成30年7月3日（火）午前10時から午前11時まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：佐藤 健 委員 佐々木 恵子 委員 青木 俊明 委員
稲葉 雅子 委員 内田 美穂 委員 舘田 あゆみ 委員
梨本 雄太郎 委員

欠席委員：西川 正純 委員 寶澤 篤 委員

司 会 ただいまから、「宮城県行政評価委員会平成30年度第2回政策評価部会」を開催いたします。

開会に当たりまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は佐藤部会長をはじめ、7名の委員に御出席いただいております。全9名の委員の半数以上の御出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により佐藤部会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

佐藤部会長 委員の皆様、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

これまで分科会ごとに政策評価と施策評価を進めていただいておりますけれども、今回、その全体を答申の形で取りまとめさせていただくに当たって、委員の皆様にご審議いただきたいということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員を指名したいと思います。前回は青木委員と舘田委員をお願いいたしましたので、今回は稲葉委員と内田委員のお二人をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

それから、会議の公開についてですけれども、行政評価委員会の運営規程第5条の規定によりまして、当会議は公開とさせていただきます。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、(1)「平成30年度政策評価・施策評価に係る県民意見について」、事務局から説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 本日はお忙しい中、またお暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、部長が出席して御挨拶すべきところですが、所用がございませ

たので、申し訳ございませんが、本日、欠席となっております。

なお、分科会につきましては、委員皆様の御協力がございまして、極めて短い時間の間での原案の読み込みですとか、分科会の当日の熱心な議論をいただいておりますことによりまして、予定どおり終了することができました。この場を借りてお礼を申し上げます。

本日のメインテーマは答申案の審議ということでありますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、私から、平成 30 年度政策評価・施策評価に係る県民意見について御報告いたします。

お手元の資料 1 「平成 30 年度県民意見の提出状況について」を御覧ください。

県民の皆様からの御意見の聴取につきましては、政策評価・施策評価の基本票を 5 月 21 日に公表し、各政策・施策に対する県の自己評価の状況を県民の皆様が直接御覧いただける形で実施いたしました。

意見の募集期間は、5 月 21 日から 6 月 21 日までの 32 日間となっており、この間、県のホームページなどで情報提供を行ったほか、新聞やラジオ、メールマガジン、フェイスブックによる周知や、県庁や各地方振興事務所、市役所や町村役場におけるチラシの配布を行いましたところ、1 名から 4 件の御意見を頂戴いただいているところでございます。

意見の内容については、資料 1 の裏面、次のページを御覧ください。1 番目については、税の負担方法について検討してほしいということで、政策評価・施策評価以外に関する意見でしたので、こちらについては関係する部局へ意見を送付する取り扱いとさせていただいているところでございます。

それから、2 番から 4 番についてですけれども、こちらについては、評価そのものに対する意見ではありませんでしたけれども、評価対象施策や事業で取り組んでいる内容についてのものでもございましたので、対応を記載しております。

いただいた意見と当部会からの意見答申を踏まえまして、最終的な評価を行うこととなります。また、今後、評価書を確定した後、こちらの県民意見の反映状況という形で、一緒に公表する予定となっているところでございます。

簡単ではございますが、議事（1）「平成 30 年度政策評価・施策評価に係る県民意見について」の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました資料 1 につきまして、何か御質問や御意見ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。

続きまして、（2）の「平成 30 年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について」ということで、初めに事務局から審議経過等の説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、お手元の資料 2 「平成 30 年度行政評価委員会政策評価部会・各分科会の審議経過及び今後の予定」を御覧ください。

平成 30 年度政策評価・施策評価に係る「これまでの審議経過」、「本日の議事内容」、そして「今後の予定」の 3 点について御説明を申し上げます。

初めに、これまでの審議経過について御説明申し上げます。

資料に記載のとおり、5月15日に平成30年度政策評価・施策評価について知事から諮問がなされており、5月21日に第1回政策評価部会が開催されております。その後、各分科会が資料に記載されている日程で順次開催されまして、政策評価・施策評価基本票をもとに県の評価原案について御審議をいただいております。

各分科会の審議結果については、先に委員の皆様に取りまとめていただきました審議結果報告書をもとに、資料3「平成30年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書」として取りまとめております。また、この資料3をもとに、資料4「平成30年度政策評価・施策評価について（答申）」という形で答申案を作成しております。

一例としまして、資料4の16ページを御覧ください。16ページからが、各分科会で御議論をいただいた内容が記載されている箇所でございます。政策の概要から「政策を推進する上での課題と対応方針（原案）」までは、既に県の原案としてお示ししているところですが、それに続いて、17ページの下のところですが、評価原案に対する行政評価委員会の意見を記載しております。この意見欄には、政策に対する県の評価原案についての判定及びその理由と、政策を推進する上での課題と対応方針についての意見を記載しており、その内容については、資料3の審議結果報告書の内容と同一になってございます。

以下、次のページ以降に掲載されておりますが、ビジョンの施策評価、及び震災復興計画に係る政策・施策評価についても同様の構成となっております。

恐れ入りますが、資料2にお戻りください。

次に、本日の審議の進め方について御説明申し上げます。

資料の中ほどにございますとおり、本日の議事の（2）としまして、この後、各分科会から審議結果について御報告をお願いしたいと考えております。その際は、県の評価原案及び評価の理由や課題と対応方針を取りまとめた資料4をお使いいただければと思います。続きまして、議事の（3）では、各分科会の報告を踏まえまして、資料4の答申案の内容について御審議をいただくこととしております。

最後に、今後の予定について御説明申し上げます。

本日御審議いただきます答申案については、8月6日に知事に答申をいただく予定としてございます。答申を受けまして、県では行政活動の評価に関する条例第10条の規定に基づき、答申に対する県の対応方針と最終の評価結果を記載した評価書を作成し、9月下旬に公表する予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

佐藤部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、今お話がありましたけれども、各分科会の審議結果につきまして、各分科会の分科会長から御報告をいただければと思います。

時間としてはそれぞれ10分程度以内で御報告いただければと思います。先ほどお話がありましたように、資料4、答申案を適宜お使いいただければと思います。

各分科会から報告いただいた内容についての質疑は、この後、議事の（3）「平成30年度政策評価・施策評価に係る答申案について」というところで行わせてい

ただきたいと思いますので、まず、御報告を伺ってからということになります。

では、順番で恐縮ですけれども、第1分科会の審議結果につきまして、分科会長である稲葉委員から御報告をお願いいたします。

稲葉委員 おはようございます。第1分科会を担当させていただいております稲葉と申します。1回目の会議に欠席いたしましたので、まだ御挨拶できていない方もいらっしゃると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

第1分科会では、主に商業ですとか産業ですとか、そういったところが中心になるものが主でして、委員の先生方も農業の専門家の先生、産業の専門家の先生ということで、そういった見地からいろいろとお話をいただきました。

審議の対象としては、こういった商業、産業、農林水産業などを中心にしまして、7政策、19施策ございました。県の評価に対する判定ということでは、7政策のうち、「適切」が3、それから「概ね適切」が3、「要検討」が1でございました。施策については、19の施策のうち、「適切」が13、「概ね適切」が6、「要検討」はございませんでした。

少し具体的にお話をしていきますと、お手元にございます資料4の30、31ページを御覧ください。「概ね適切」とした6つの施策のうちの1つが、こちらの政策2の施策5「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」というところでございます。「概ね適切」という判断は非常に分かるけれども、観光客の入込数ですとか観光消費額についての分析がちょっと足りないのではないかということが委員の中から上げられました。特にこちらについては、目標指標が4つございまして、1つ目の観光客入込数がB、2つ目の観光消費額がC、3つ目と4つ目がそれぞれAでございまして、判定としては「概ね適切」だと思われましても、これらを構成するベースとなっている観光消費額の数字が少し古いというお話などがありましたので、実際に入込数と観光消費額を比べてきちんと分析をしてほしいという話をしました。また、特に入込数、観光客が来るという数字に関しては上がっているのにもかかわらず、消費額が目標に達していないのはなぜかといったお話も出ました。この目標と実績値の乖離が大きいことから、「概ね適切」という判断をしたものでございます。

それから、「要検討」とした政策が1つございます。「要検討」とした政策については、資料4の168ページにございます。宮城県震災復興計画の政策番号3『富県宮城の実現』に向けた経済基盤の再構築」というところでございます。こちらについては、委員から、特に被災沿岸地域における項目をきちんと分析していないのではないかという意見がございました。県の評価としては「概ね順調」という評価ではありますけれども、仙台市などの中心部と比較して、被災沿岸部におけることをちょっと見直してはいかかかということ、特に雇用のミスマッチであるとか、それから観光客の入込数の回復などは、被災沿岸部に特化して見ますとかなり遅れているという状況であるにもかかわらず、全体として数字を平均化して「概ね順調」とするのはいかかかというお話が出ていました。

これら以外についても、課題と対応方針については幾つか意見が出ておりますけれども、産業に関するところでは言いますと、それぞれざっと計画は立てられてはいるのですが、成果として、取り組んだ、取り組んでいないという、そういったやったかやらないかという部分では成果になっているけれども、やったことに

よって雇用がどれだけ増えたとか、やったら観光客がどう増えたとか、そこまでの分析が非常に少ないなというところが感想でございます。

最後、課題と対応方針に対する意見の主な内容としては、特に被災沿岸部に関して、もう少し状況を把握した上で、より具体的な課題とより具体的な対応方針を示していく必要があるのではないかとということが上げられました。今回、特に農業関係、産業関係の専門の先生がいらっしゃいましたので、専門的な技術を使うようなことですか、それから、インターンシップも含めて、もう少し教育と連動したようなことができないかと、そういった意見もございました。

以上でございます。

佐藤部会長 御説明、御報告ありがとうございました。

続きまして、第2分科会の審議結果についても、同様に分科会長の佐々木委員からお願いいたします。

佐々木委員 第2分科会を担当しております佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第2分科会は、主に医療、教育、福祉の分野、6政策、19施策について判定を行ってきました。その中で、県の評価に対する判定ですけれども、政策については、6政策のうち、「適切」が1、「概ね適切」が3、「要検討」が2、施策につきましては、19施策のうち、「適切」が9、「概ね適切」が4、「要検討」が6と、政策で「要検討」が2、施策で「要検討」が6と、今回かなり厳しめの判定になったというふうに思っております。これは後ほどお話しいたします。

まず、「概ね適切」と判定しました主な理由ですけれども、資料4の218ページを御覧ください。こちらは政策6「安心して学べる教育環境の確保」の中の、施策2「家庭・地域の教育力の再構築」でございます。ここでは、判定した理由を「『地域全体で子どもを育てる体制整備』に向けて行った事業の参加人数だけではなく、効果も具体的に記載した上で、評価の理由を示す必要があると考える。」というふうにいたしました。これは、この施策に限ったことではありませんが、震災後、ハードを復旧させるというところから、そろそろソフトへの移行ということで、量的なものの評価から質的なものの評価が必要になってくるだろうという、ここ数年言われてきたことではございます。先ほど第1分科会の稲葉分科会長もおっしゃっていましたが、量的なものだけの判断ではなくて、内容としてはどうであったのかという評価が必要だろうというような意見でした。

続きまして、第2分科会で多かった「要検討」についてですけれども、同じく資料4の62ページを御覧ください。こちらは、政策6「子どもを生み育てやすい環境づくり」の施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」というところです。こちらは11の指標がございますが、このうちの1つは判定できないNということで、10の指標のうち、半分が目標指標の達成度がCという結果で、それが、ここ数年見ている中で、改善されていないということなんです。ですから、目標指標の達成状況に改善の見込みがないというふうに判断をいたしまして、それを「やや遅れている」ということで例年評価していいのだろうかという意見でした。何をもちょうこの中身を県として「やや遅れている」というような評価をしたのかの記載が不十分であるため、判断が困難であるというふう

に考えました。

毎年度ここでも議論になりますけれども、政策や施策の全てを網羅した目標指標の設定が無理だというのはもちろん分かりますけれども、その目標指標は非常に重要なものですので、重要性を踏まえて評価をさらに検討していく必要があるということで、概ね、ほかの施策に対しての「要検討」も同じような理由でございました。

あと、課題と対応方針については、6政策のうち5つの政策、19施策のうち12の施策に意見をいたしました。

続いて、資料4の70ページを御覧ください。こちらはビジョン政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」の施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」でございますが、ここも毎年度、宮城の学力が全国と比べて低いというお話がありまして、全国平均の正答率との乖離というところがずっと課題になっております。この行政評価の中でその進捗が見られないということで、課題と対応方針に対する意見としまして、「PDCAサイクルに沿った適切なマネジメントにつながるよう、学力向上対策が急務となっている現状を踏まえた課題と、課題の抜本的解決に向けた対応方針を具体的に示す必要があると考える。」と記載させていただきましたが、本当に根本から対応していかないと、もう10年経っても宮城の学力は低いままというようなことになっていきますよねというような厳しめの意見がありました。今ここで変えて10年後どうなっているかということだと思えますということでした。やはりその抜本的解決に向けた対応方針を具体的に示していく必要があるということで意見を付しました。

簡単ではございますけれども、以上、第2分科会の報告とさせていただきます。

佐藤部会長 御説明、御報告ありがとうございました。

最後に、私から、第3分科会の審議結果について簡単に御報告させていただきます。

第3分科会につきましては、審議対象が主に環境や土木、防災の分野でありまして、8政策、18施策を対象に審議させていただきました。県の評価に対する判定としましては、政策については、8政策のうち、「適切」が3、「概ね適切」が5、「要検討」は0という結果でした。施策につきましては、18施策のうち、「適切」が7、「概ね適切」が10、「要検討」は、後ほど少し御説明いたしますが1つございました。

「概ね適切」とした判定の主な理由といたしましては、複数の施策を束ねた形の政策評価の評価理由について、政策全体を俯瞰した旨の説明が十分でなかったという御指摘がありましたので、そこを少し改善していただきたいということで「概ね適切」とさせていただいたケースが幾つかございました。

それから、「要検討」が1つ、施策についてありましたけれども、それにつきましては、資料4の226ページを御覧いただければと思います。ここは「防災機能の再構築」という施策ですが、226ページの目標指標を見ていただきますとかなり達成されておりまして、それでいながら県の原案としては「概ね順調」という評価でありました。これについては対面審議もさせていただいて、「順調」に上方修正してもいいんじゃないかという観点で御質問したりしたわけですが、そういう方向での検討をお願いできればというようなことで「要検討」とさせて

いただきました。

それから、課題と対応方針に対する第3分科会の意見としましては、政策については8つ、施策については12について意見を付させていただきました。

1つだけ御紹介いたしますと、資料4の134, 135ページにございますビジョン政策12の施策29というところ、ここは政策と施策が1つずつで構成されている特殊なものではありますが、こちらの県原案の課題と対応方針、特に課題の部分について、具体的な抽出理由というのがなかなか明確になっていないという委員からの御指摘がありまして、原因が分かっているものについては課題と原因、それに基づいた解決策というものをもう少し明確に示す必要があるということ意見を付させていただきました。ここは1政策1施策ですので、どちらも同じような意見を付させていただいていたところではあります。

第3分科会については以上です。

それでは、各分科会から御報告、御説明いただきましたので、議事の(3)「平成30年度政策評価・施策評価に係る答申案について」の審議に入らせていただきます。

まずは、先ほどから見ていただいておりますけれども、資料4の目次を開いていただければと思います。

答申案の構成といたしましては、Ⅰ「答申に当たって」、Ⅱ「調査審議の方法」、Ⅲ「調査審議の結果」、それから、先ほど来から御説明をいただいている、Ⅳ「宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」ということで、大きく4つの項目から構成されております。まずは、ただいま各分科会からも御報告、御説明をいただいたところではありますけれども、4番目の政策評価部会の判定及び意見という項目から審議をさせていただきたいと思っております。

具体的には15ページ目に政策評価部会の判定及び意見の中表紙がありまして、冒頭にも例として御説明がありましたとおり16ページからの各政策・施策の最後のところに、それぞれの分科会につけていただいた意見をまとめていただいているところです。そして、各分科会の先生方には修正意見等は既に御確認をいただいているところとは思いますが、なお各分科会の担当の部分につきまして、短い時間ですけれども少し時間をとらせていただきまして、確認をいただければと思います。何かお気づきのところがありましたら、後ほど御発言いただきたいと思います。少し時間をとらせていただきたいと思います。

(黙読)

いかがでしょうか。一言一句チェックしていただくにはなかなか時間も足りないかと思いますが、基本的には確認いただいているところだと思います。特に気になるところを再確認していただければと思いますが、何かお気づきの点ありましたでしょうか。

稲葉委員 すみません、今回の評価ということではないと思うのですが、今まで第1分科会ばかり見てきたものですから、ほかの分科会の御担当分を拝見しますと、確かに佐々木委員がおっしゃったように、すごく厳しくつけていらっしゃるなと思うのですが、よく拝見しますとCがすごく多いんですね。第1分科会ではCがそんなにたくさんはないものですから、それぞれの分科会で評価の仕方というか、どれがAランク、どれがBランク、どれがCランクというランクづけ

のそもそもの違いがあるのかなと思うぐらいにCランクがすごく多いと思っておりまして、これはそれぞれの分科会で大体A, B, Cが同じぐらいになるような、その評価は同じような評価になるようになっているのですよねという確認でした。

佐藤部会長 事務局からお願いいたします。

企画・評価専門監 評価指標については、それぞれの課で設定しているものでして、決して均等にするとかはなくて、自分たちの判断でやっていることです。結果として、例えば第1分科会にCが多いとなることはありますけれども、分科会ごとに平均していくつにしてくれなどという話はしていませんので、基本的には、結果としてそうなるといえることです。

稲葉委員 事実だということですね。

企画・評価専門監 そうです。評価結果としてそうなっているという話です。

佐藤部会長 そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。
それでは、答申案のⅣ「宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」という部分につきまして取りまとめをさせていただきたいと思いますが、特に気づきの点ですとか追加の御意見がないようでしたら、原案のとおりとさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次に進めさせていただきます。

次に、答申案のⅣの前の部分、ⅠからⅢの部分について審議をさせていただきますけれども、まず事務局から説明をお願いできればと思います。よろしく願います。

企画・評価専門監 それでは、「平成30年度政策評価・施策評価に係る答申案」について御説明いたします。

資料4の1ページを御覧ください。

まず、Ⅰ「答申に当たって」は、行政評価委員会の委員長と政策評価部会の部会長の連名で掲載させていただいております。

続きまして、2ページを御覧ください。

Ⅱの「調査審議の方法」につきましては、政策・施策に係る県の評価原案について調査審議が行われましたこと、調査審議の対象及び進め方のほか、政策評価部会及び各分科会の開催状況を記載しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

Ⅲの「調査審議の結果」につきましては、大きく2つの内容から構成されておりまして、1として「政策・施策の調査審議結果」を、次は7ページになりますが、2としまして「政策評価・施策評価の判定等に付した主な意見」等を記載してございます。

5ページに戻っていただきまして、1の「政策・施策の調査審議結果」について御説明いたします。

ここでは、「政策・施策の成果」に対する県の評価原案の妥当性についての判定及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」に意見を付した結果を表にさせていただきます。

宮城の将来ビジョンの体系の「政策の成果」に関する判定は、14 政策のうち、「適切」が6 政策、「概ね適切」が6 政策、「要検討」が2 政策でございます。

なお、「要検討」と判定いただきました政策については、10 ページを御覧ください。政策6「子どもを生き育てやすい環境づくり」及び政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」でございます。

続きまして、また5 ページに戻っていただきまして、「政策を推進する上での課題と対応方針」について意見が付された政策は、14 政策中の13 政策でございます。

施策の成果に対する判定につきましては、33 施策のうち、「適切」が18 施策、「概ね適切」が9 施策、「要検討」が6 施策でございます。

なお、「要検討」と判定をいただいた施策については、また10 ページを御覧いただきまして、政策6の施策13「次世代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」及び施策14の「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」、政策7の施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」及び施策16「豊かな心と健やかな体の育成」、次が政策8の施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」、政策10の施策26「外国人も活躍できる地域づくり」の6 施策になってございます。

また5 ページに戻っていただきまして、「施策を推進する上での課題と対応方針」について意見が付された施策は、33 施策中の26 施策でございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。

宮城県震災復興計画の体系の政策の成果に関する判定につきましては、7 政策中、「適切」が1 政策、「概ね適切」が5 政策、「要検討」が1 政策となっております。

「要検討」との判定をいただいた政策は、今度は12 ページを御覧ください。政策3「『富県宮城の実現』に向けた経済基盤の再構築」でございます。

また6 ページに戻っていただきまして、「政策を推進する上での課題と対応方針」について意見が付された政策は、7 政策中の5 政策でございます。

施策の成果に対する判定は、23 施策のうち、「適切」が11 施策、「概ね適切」が11 施策、「要検討」が1 施策でございます。

「要検討」と判定いただいた施策は、13 ページを御覧ください。政策7の施策1「防災機能の再構築」、こちらが「要検討」をいただいているところでございます。

また6 ページに戻っていただきまして、「施策を推進する上での課題と対応方針」について意見が付された施策は、23 施策中の10 施策でございます。

なお、審議結果の一覧については9 ページ以降、政策・施策ごとの審議結果及び判定理由については16 ページ以降に掲載してございます。

次に、7 ページを御覧ください。

「政策評価・施策評価の判定等に付した主な意見」については、御審議いただいた各分科会の意見について、集約した形で取りまとめたものでございます。

まず、(1)「政策・施策の成果について」です。

「①県民に分かりやすい評価」では、政策で取り組む内容と施策との関係、施

策の方向と目標指標，事業との関係，県と市町村，関係機関との関係，県の果たすべき役割などにも留意した上で，県民に分かりやすい評価理由を記載するようということに記載しております。

「②目標指標の在り方」では，目標指標の実績値が未確定または把握されていないもの，目標指標では施策の成果が十分に評価できないものが見受けられることから，迅速な実績値の把握の必要性について，また，目標指標を補完するデータや関連する統計データの活用，目標指標では施策の成果を十分に把握することが難しい場合の目標指標の検討，定量的な目標指標については実績値だけでなく，どのような効果が見られるのか，そしてそれが施策の推進にどう貢献したかについても記載することにより，施策の成果を分かりやすく示す必要があるといったところを取りまとめております。

次に，（２）「政策・施策を推進する上での課題と対応方針について」です。

８ページを御覧ください。

P D C Aサイクルの実効性を高めるためには，「的確な課題の設定及び対応方針の明示」が重要で，政策・施策については，目標指標の達成状況，県民意識，社会経済情勢や事業の成果及び政策・施策の評価等を踏まえ，十分な現状分析を行い，長期的・短期的な視点から課題を把握するとともに，対応方針について具体的に記載すること。特に，目標値と実績値の乖離が大きい目標指標などについては，その原因を分析して課題として明示し，より具体的な対応方針を記載する必要があるといったところを取りまとめております。

なお，各分科会において政策・施策ごとに頂戴した御意見につきましては，先ほど御覧いただきました16ページ以降に掲載してございます。

以上で，議事（３）「平成30年度政策評価・施策評価に係る答申案について」の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐藤部会長 御説明ありがとうございました。

それでは，今御説明いただきました答申案のⅠからⅢの部分につきまして，分科会全体のもを部会としてまとめていただいたものと，それから判定等に付した主な意見ということでまとめていただきましたものは，今回初めて見ていただいていると思いますので，御質問ですとか御意見，コメントがもしありましたら頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

特に7ページ，8ページのところで確認をいただければと思いますが，個人的には，第3分科会でお話が出ていたようなところは，ここに網羅されているのではないかなと思っておりますが，ほかの先生方はいかがでしょうか。

佐々木委員 議事の最初のところで意見を申し上げるべきだったのですが，この資料の7ページの県民に分かりやすい評価ということが上がっていることについて，残念ながら，県民の意見が例年ものすごく少なくて，せっかく分かりやすい評価にまとめたとしても，それが県民に伝わらないという残念な感じがいつもしていました。すみません，議事の（１）の話になってしまうのですが，パブリックコメントのあり方とか，毎年出ている話だとは思いますが，何か今年，例年と変わったところがあったのでしょうか。今回も幾つか御意見はいただいておりますが，お一人からだということでしたので，その辺をお聞かせください。

佐藤部会長 では、事務局、お願いします。

企画・評価専門監 周知方法については、昨年度と基本的には同じで、新たな手法というのはありませんでした。県庁全体のパブコメの実績を見ましても、0件とか、あっても1件、2件が大体で、ほかの課にも聞くとやはり当課レベルか、もっとやっていないところも多いので、周知方法については、当課はやっているほうかと思います。

その中で、例えば29年度だと意見の提出件数が多いものが幾つかあるのですが、例えば、宮城県国民健康保険運営方針については、14団体・個人から出ておりました。それ自体、やはり直接利害関係があるというか、興味を持っている人がいらっしゃるということだと思います。それから、意見の提出が一番多いのが、「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の中間案」というものです。こちらについては、36団体・個人ということで結構多いんですけども、周知方法については基本的には当課と同じような感じですが、こちらは関係団体としまして、歯科医師会とか歯科衛生士会などに直接通知して意見をもらっているというふうな工夫もしているようです。

ただ、政策・施策評価については、通知する団体も特にはないですし、本当にパブコメの反応は、全庁的にも問題にはなっているところでもございますので、なお、いい取り組み方法とか周知方法があるのであれば、引き続き検討したいということですが、県庁各課に聞いてみたところ、やはり現状では当課と同じほどの周知方法しか今のところはないという状況にはなっているようなところですけども、なお、いい方法がないかは引き続き検討してまいりたいと思っています。

佐々木委員 ちなみに、今回御意見くださった方は、何によって知ったかは御存じですか。

企画・評価専門監 意見は直接持参していただいたんですけども、残念ながら、別の班の者が受け取ってしまったので。私もちょっと残念だなと思ってはいたんですけども。

佐藤部会長 今のやりとりに関連して、政策モニターみたいな形で、何か県民の方に特別にお願いするような仕組みとか、あるいはその可能性とか、そういうものはあるんでしょうか。

企画・評価専門監 政策モニターについては、状況を調べて、もし使える方法であるのであれば、その活用も考えてみたいと思います。

佐藤部会長 課題と対応方針のところは特に、県民が分かりやすいように工夫して、説明を改善していただくように委員会でも話が何回も出ていますので、それでも足りないのか、それがちゃんと県民に伝わっているのかというようなところを少し確認したいということも少し思いました。

企画・評価専門監 分かりました。引き続き検討させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤部会長 そのほか、委員の先生方、いかがでしょうか。
佐々木委員の今のお話も、特にこのⅠからⅢの部分についての修正指摘という
ようなことではないですね。

佐々木委員 はい、ないです。

佐藤部会長 よろしいでしょうか。何か大事なことが織り込まれていないというようなこと
がなければいいのですが、大丈夫そうですか。

それでは、答申案のⅠからⅢの部分につきましても、大変よく整理していただ
いていると思いますので、原案のとおりとさせていただきます。それでよろしい
でしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの審議結果を踏まえまして、平成30年度の政策評価・施策
評価の答申内容について、ⅠからⅣまでの全体を通しまして原案のとおりとい
うことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、答申は8月6日の予定になっておりますけれども、そこで報告をさ
せていただきたいと思います。

主要な議題は以上となります。

本日、参考資料として、書面審議と対面審議の資料がありますけれども、これ
につきましても何か事務局からありますか。

企画・評価専門監 資料の最後に、今年度の書面審議の状況についての資料がございます。

一番下の欄ですけれども、将来ビジョンであれば、昨年度、政策・施策合わせ
て51%が書面審議でしたが、今回は23%となっております。あと、震災復興計画
の体系につきましては、政策・施策合わせまして昨年度は77%ですけれども、今
回は57%ということになっています。

昨年度に比べまして書面審議の数は減ってはいますけれども、今回、委員の改
選も多かったので、その影響かと思えますし、あくまでも目的は政策評価・施策
評価の適正な審議で、書面審議を増やすということそれ自体が本来の目的では
ございませんので、これはこれでよろしいかとは思いますが。来年度は委員の皆様も
継続していただけるかと思えますので、中身も大分理解ができて、書面審議の割
合も増えていくのではないかと思いますけれども、基本は中身の審議でございま
すので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

佐藤部会長 ただいまの御説明部分について、何か御意見ありますでしょうか。

それでは、そのほか、委員の皆様から何か全体を通しまして御発言がありまし
たらお受けしたいと思えますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、これで議事を終了させていただきたいと思えます。御協力ありがと
うございました。

では、事務局に進行をお返ししたいと思います。

司 会 それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回政策評価部会を終了いたしま
す。本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 稲葉 雅子 印

議事録署名人 内田 美穂 印